

5 年 保 存
令和11年3月31日満了

F N o . - 01010802

崎装（装一）第59号

令和6年3月1日

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

識別章取扱要領の制定について（依命通達）

識別章の取扱いについては、「識別章取扱要領の制定について（依命通達）」（令和5年3月8日付け崎装（装一）第83号。以下「旧依命通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、今春の組織改正に伴って、所要の見直しを行い、新たに別添要領を制定し、令和6年3月22日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧依命通達は、同年3月21日限りで廃止する。

識 別 章 取 扱 要 領

1 趣旨

この要領は、警察改革要綱（「警察改革の推進について」（平成12年8月25日付け警察庁甲官発第320号ほか））において示された「職務執行における責任の明確化」を図るため、「長崎県警察官の支給品及び貸与品の取扱いに関する条例」（平成6年長崎県条例第13号）第3条に基づき貸与する識別章の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 識別章の内容

(1) 制式

識別章は、本体と番号標からなり、番号標に表記されるアルファベット2文字と3桁の数字で、職名又は所属及び個人を表す。

(2) 表記

番号標の表記は、別表「番号標表記一覧表」のとおりとする。

3 識別章の取扱要領

(1) 貸与区分

ア 本体

個人貸与とする（警部補以上は金色、巡査部長以下は銀色とし、1人に3個貸与する。）。

イ 番号標

所属貸与とする（同一番号の番号標を1人に3枚貸与する。）。

(2) 着装要領

識別章は、階級章と一体型であり、制服で勤務する場合に、階級章の止めネジを使用して制服等の左胸に着装する。

(3) 識別章着装的省略等

ア 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、識別章を装着しないことができる。

(ア) 名札を着用しているとき。

(イ) 留置業務に従事するとき。

(ウ) 治安警備実施に従事するとき。

イ 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、所属長の承認を受け、番号標の裏面（長崎県警察）を表示することができる。

(ア) 暴力団の事務所を捜索する場合であって、番号標の表面を表示することにより、その現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると認められるとき。

(イ) 泥酔者を保護する場合であって、当該泥酔者が番号標の番号を執ように大声で叫ぶなどして適正な職務執行に支障を及ぼすと認められるとき。

(ウ) 前記(ア)、(イ)に定めるもののほか、番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めたとき。

(4) 取扱責任者の指定

番号標の取扱責任者は、次のとおりとする。

ア 警察本部（警察学校を含む。）の所属においては、政策調整官、管理官、

次席調査官、次席、副隊長又は副校長とする。

イ 警察署においては、副署長とする。ただし、警部の階級にある者を警務課長としている警察署においては、警務課長とすることができる。

(5) 番号標の管理

人事異動等により番号標の貸与及び貸与換えを行った場合は、その状況を明らかにするため、別記様式「番号標貸与一覧表」を備え付け、管理の適正を図るものとする。

(6) 滅失等した場合の措置

番号標は、1個でも滅失（盗難を含む。）した場合又は毀損若しくは損耗により着装に支障が生じた場合は、同一表記番号の使用を中止し欠番とした上で、警務部装備施設課長に返納すること。